

日バス協技第436号  
令和4年12月27日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 清水 一郎

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記について、国土交通省自動車局長から別添のとおり周知依頼がありましたので、傘下  
会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）  
電話：03-3216-4015